

住之江区役所保健福祉課(子育て支援室)
産休代替臨時的任用職員及び育休代替臨時的任用職員(福祉職員)募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

住之江区役所保健福祉課(子育て支援室)において、児童虐待対応業務及びこども家庭センター関連業務を行います。

具体的な業務内容は次のとおりです。

- (1) 児童虐待通告に基づき、関係機関と連携し調査や、家庭訪問などの保護者対応を行う。
- (2) 母子保健・児童福祉両分野が連携した一体的な支援が必要と思われるケースについて、情報や課題の共有・支援方針の検討や決定等を行うための会議を運営する。
- (3) 母子保健・児童福祉両部門との連携を図り、支援対象者との面談等の支援及びサポートプラン作成・進捗管理等を行う。
- (4) その他関連業務。(記録作成、窓口業務、電話対応、書類整理保存、資料作成、パソコン入力作業なども含む。)

3 応募資格

次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する方。

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する方又は採用予定日までに取得見込みの方。

なお、社会福祉主事任用資格を有するには、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当することを要します。

- (ア) 社会福祉法により、学校教育法に基づく大学(短期大学を含む)において、「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(下表参照)」のうち3科目以上履修し、卒業すること。
- (イ) 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。
- (ウ) 社会福祉士又は精神保健福祉士。

- (2) 地方公務員法第16条(欠格条項)(2ページ参照)に該当しない方。

- (3) 日本国籍を有する方。

厚生労働大臣の指定する科目

【昭和25年～昭和56年卒業者】

社会事業概論、社会保障論、社会事業行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、児童福祉論、社会学、心理学、社会事業施設経営論、社会事業方法論、社会事業史、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、共同組合論、法律学、刑事政策犯罪学、医療社会事業論、修身

【昭和 56 年～平成 11 年卒業者】 社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、精神薄弱者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、共同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論
【平成 11 年～平成 12 年卒業者】 社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、知的障害者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、共同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論
【平成 12 年～現在までの卒業者】 社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

※指定科目の読み替え

上記指定科目名称以外であっても指定科目として認められる範囲(「読替え」と呼称)を規定しており、この読替えの範囲としてあげられている科目名と同じ名称の科目を履修されていれば、この場合も指定科目を履修したこととなります。

令和2年3月6日に社会福祉主事の任用資格の取得に必要な科目の読替え範囲等の一部が改正されましたので、指定科目及び読替え規定については、上記の指定科目や厚生労働省のホームページを参考のうえ、読替え範囲等を確認してください。

- ① 当該改正以前に読み替えられた科目について、なお従前の例によることができることとされています。
- ② 大学等が科目の読替えの手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。

【参考】地方公務員法第 16 条(抜粋)

〔欠格条項〕

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

産休代替臨時的任用職員期間:令和8年10月1日から同年12月10日まで

育休代替臨時的任用職員期間:令和8年12月11日から令和9年3月31日まで

※それぞれの任用期間については、産前産後休暇の取得時期により変更となる場合があります。また、育児休業取得者の都合により、育児休業期間が延長となった場合には任用期間を延長することがあります。

5 勤務条件等

(1) 勤務時間

午前9時から午後5時30分まで(休憩時間45分含む)

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

住之江区役所保健福祉課(子育て支援室)

(4) 給料

臨時的任用職員:月額238,496円(地域手当含む。令和8年4月現在)

※支払日:当月17日

※初任給は、学歴や行政機関、民間企業等での実務経験等に応じて決定されます。

※通期手当・期末勤勉手当・扶養手当・住居手当などは、本市職員基準により支給します。

(5) 年次休暇

産休代替臨時的任用職員としての任用期間:5日間

育休代替臨時的任用職員としての任用期間:7日間(予定)

なお、任用期間の前後により付与日数に変更となる場合があります。

(6) 社会保険等

産休代替臨時的任用職員としての任用期間中は、大阪市職員共済組合(短期組合員)、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

育休代替臨時的任用職員としての任用期間中は、大阪市職員共済組合(短期組合員)、厚生年金保険に加入します。

(7)その他

上記以外の勤務条件については、基本的に本務職員に準じたものになりますが、詳細については採用決定後、お知らせします。

6 選考について

(1)選考方法

(ア)筆記(論文)試験(試験時間 60 分)

(イ)口述(面接)試験(試験時間 15 分程度)

(2)選考日時及び選考場所

選考日時:令和8年9月 15 日(火)午前9時 30 分開始(午前9時 15 分集合:住之江区役所1階3番窓口)

選考場所:住之江区役所 3階 3-2会議室、4階 4-1会議室

※口述(面接)試験は筆記試験終了後に実施します。試験は口述試験をもって終了しますので、終了時間は、受験者ごとに異なります。

(3)合否・結果通知

筆記試験(150 点満点)及び口述試験(150 点満点)の結果により合否を決定します。

結果については、受験者全員に通知します。(令和8年9月 17 日(木)発送予定)

なお、令和8年9月 29 日(火)までに結果通知が届かない場合は、住之江区役所保健福祉課(子育て支援室担当)へ連絡ください。

採用にならなかった方で合格基準以上の成績の方については、令和9年3月31日(水)まで、筆記試験・口述試験の合計得点順で採用候補者名簿に登録し、期間中に欠員が生じた場合に連絡させていただきます。

(4)注意事項

(ア)筆記試験及び口述試験の成績が一定基準以上で上位の者を合格とします。

(イ)受験者の成績が一定の水準に達しない場合は、合格者がいない場合があります。

(ウ)合格後、あるいは採用候補者名簿に登録後、受験資格がないこと又は申込の内容に虚偽が認められた場合は、合格・登録を取り消すことがあります。

7 申込方法

(1) 申込書類等

次の書類①～④を持参または郵便等で送付してください。なお、郵便等の場合は簡易書留(または簡易書留に準ずる記録が残る方法)で送付してください。

※書類等に不備がある場合は受付できないことがあります。

①住之江区役所保健福祉課(子育て支援室)産休代替臨時的任用職員及び育休代替臨時的任用職員任用試験受験申込書:1通

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※受験申込書は、本市所定の様式に限ります。また、記入項目(職歴等)において、記入欄が不足する場合は、別紙等に記載し添付してください。

②申し立て書:1通

※本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

③社会福祉主事任用資格の確認ができる書類(写し可):1通

※社会福祉主事任用資格証明書又は大学等の履修証明書

※社会福祉主事任用講習会受講修了証明書

※社会福祉士・精神保健福祉士資格証 等

※大学等が科目の読替えの手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目でも適用することができますので、大学等に確認してください。

④「選考結果通知書」送付用の定型封筒(長形3号):1通

※必ず宛先を記入のうえ、110円切手を貼付してください。

(2) 受付期間

令和8年8月27日(木)から令和8年9月11日(金)まで

本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで。ただし、午後0時15分から午後1時を除く。

受付にあたっては、いずれも土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日は行わない。

※持参の場合:令和8年9月11日(金)午後5時30分まで

※郵送の場合:簡易書留等により、令和8年9月11日(金)当日必着。なお、送付の際に発生した事故等については、責任を負いません。また、送付料金不足の場合は、受け付けません。

(3)提出先

〒559-8601 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号

住之江区役所保健福祉課(子育て支援室) (1階3番窓口)

※「臨時的任用職員(福祉職員)採用申込書在中」と朱書きした封筒に上記の(1)①～④の書類を入れて提出してください。

8 その他

(1)受験資格がないこと並びに申込みの内容及び提出書類等に虚偽が認められた場合は合格を取り消すことがあります。

(2)本選考において提出された書類等は、受付後返却しません。受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

(3)受験票はお送りしません。試験当日会場に直接お越しください。

(4)集合時刻より15分以上遅刻した場合は受験できません。

(5)選考の結果、成績が一定の水準に達しない場合は、採用を見合わせる場合があります。

9 採用試験に関する問い合わせ先

住之江区役所保健福祉課(子育て支援室) 担当:白井、前原、牧野

電話:06-6682-9993

〒559-8601 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号 住之江区役所保健福祉課(1階3番窓口)